

第1章 プランの策定にあたって

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

本市は、神奈川県央の西部に位置し、北方には神奈川県の屋根と呼ばれる丹沢山塊が連なる神奈川県内で唯一の盆地です。

丹沢や渋沢丘陵の豊かな緑、里地里山や田園の美しい景観、名水をたたえる湧水群など豊かな自然の恵みを享受し、数多くの歴史的文化遺産を有しています。

国は、平成17年7月に、食育基本法を制定しました。その前文で『食育とは、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて食に関する知識と、食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることである』とその重要性を表記しています。また、平成18年3月には「食育推進基本計画」を策定し、平成28年3月に新たな「第3次食育推進基本計画」に基づいて食育を推進しています。

さらに、将来にわたり健康で長生きできる社会の実現を目指し、平成25年3月に「第2次神奈川県食育推進計画（食みらいかながわプラン2013）」が策定されました。

本市では、平成24年11月に「はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」を策定し、『食で育む 元気な はだの』をめざし、市民一人ひとりが食を知り、生涯にわたり健康な食生活を送るため、食の大切さや、主体的に家庭における食育を実践することの大切さを理解するとともに、家庭、地域、学校、企業、行政など様々な関係機関が連携しながら食育の推進に取り組んできました。

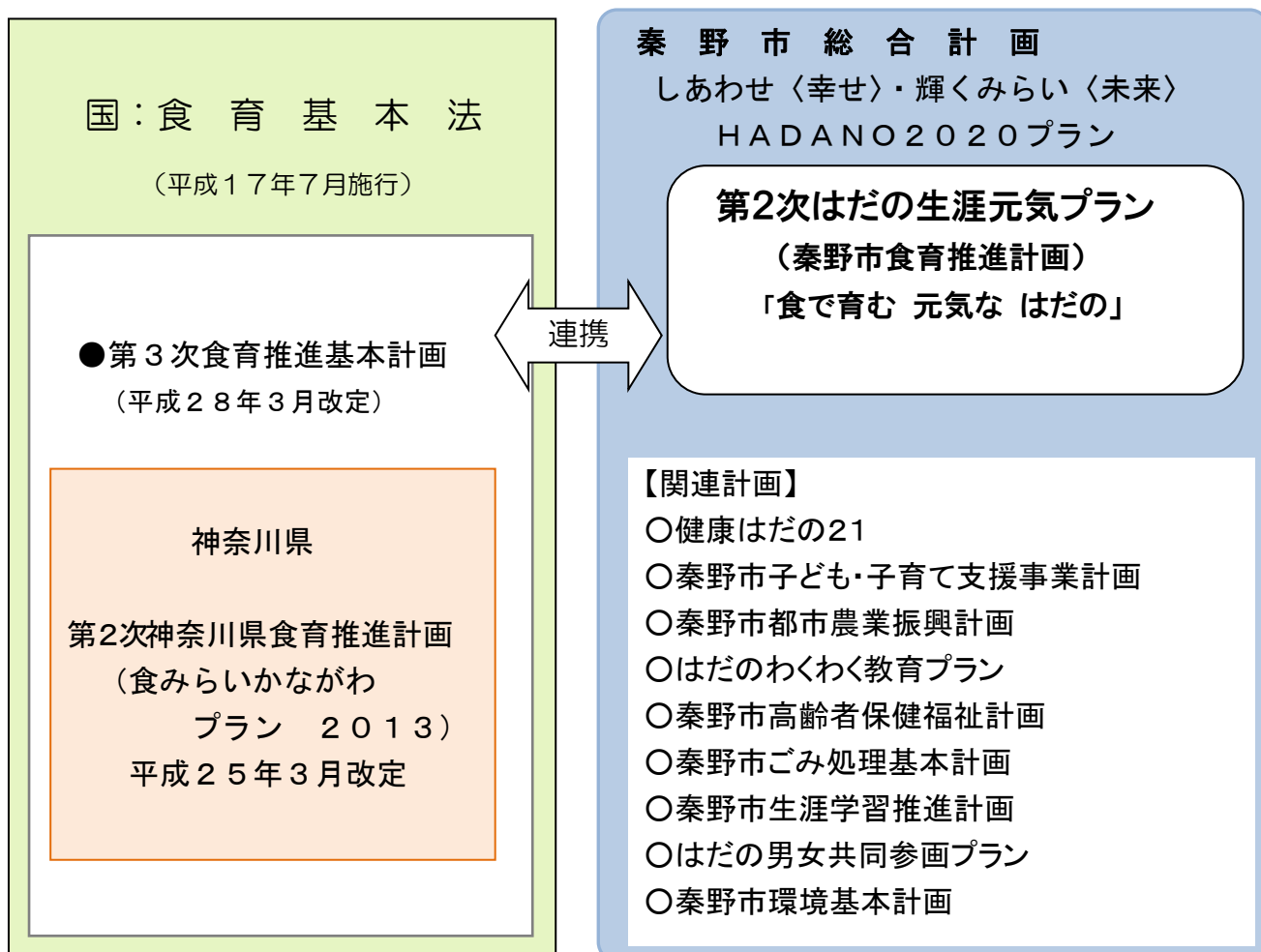
その結果、一緒に食べることの楽しさや、子どもの頃からの規則的な食習慣づくり、地産地消の推進、食文化や食品の安全性の大切さ、食に関するネットワークづくり等、市民の食への関心や理解、市民団体と連携した食育の取り組みの大切さが浸透してきています。

しかし、平成26年度、本市で行われている食に関する各種調査結果からは、この食への関心や知識が、必ずしも実践に結びついておらず、生活習慣の改善がまだ十分に図られていない現状が見受けられます。

そのため引き続き、プランの基本理念『食で育む 元気な はだの』をめざし、前プランの成果指標に基づいた達成状況や、これまでの進捗状況、国及び神奈川県の動向、本市の特徴を十分に踏まえ、これからの食育の取り組みがより一層高まり、市民一人ひとりが主役となって食育を推進していけるよう、「第2次はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」（以下「プラン」）を策定しました。

2 プランの位置付け

- 食育基本法の第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画であり、今後進めていく食育施策の方向性や目標を定め、市民が主体的に取り組むための指針です。
- 秦野市総合計画の個別計画であり、関連する他計画と連携し、整合性を持ちながらプランを推進します。
- 市民（家庭）、学校等（幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校）、企業、地域（医師会、歯科医師会、JAや食育関係団体、行政等）、との協働により、あらゆる機会や場所において食育を推進する指針です。



国、県、市のプランとの関係図：図1

3 プランの期間

このプランの期間は、平成28年度から平成32年度の5年間とします。
ただし、プランの達成状況や社会環境の変化などにより、必要になった場合は、適宜内容の見直しを行います。